

食品安全委員会緊急時対応指針

平成17年4月21日	食品安全委員会決定
平成17年10月6日	一部改正
平成18年4月27日	一部改正
平成18年8月31日	一部改正
平成20年7月3日	一部改正
平成20年11月13日	一部改正
平成25年3月18日	一部改正
令和5年3月28日	一部改正

本指針は、「消費者安全の確保に関する関係府省緊急時対応基本要綱」（平成24年9月28日関係閣僚申合せ。以下「基本要綱」という。）、「消費者安全情報総括官制度について」（平成24年9月28日関係府省局長申合せ。以下「総括官制度」という。）及び「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成17年4月21日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）に即し、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等への対応に関する手順を定めるものである。

I 対象となる緊急事態等

本指針において、緊急事態等とは、基本要綱において定められた緊急事態等のうち、食中毒及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要する事態とする。具体的には、

- ① 被害が大規模又は広域であり、かつ委員会及びリスク管理機関（消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において対応の調整を要すると考えられる事態
 - ② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事態
 - ③ ①又は②に該当しないが、社会的影響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事態
- が想定される。

II 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、国民の生命又は健康の保護に直接関わる食品の摂取等による危害に関する情報及び食品の関与が疑われる危害に関する情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、リスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

III 平時からの対応

1 平時からの準備体制

総務課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において本指針に基づく緊急時対応が迅速かつ適切に行われるよう、平時から、次に掲げる事項を実施しておくこととする。

- (1) 委員会内における本指針の内容の周知徹底及び食中毒等による緊急事態等が発生した場合において必要となる書類等の作成及び整理に係る体制の整備
- (2) 夜間休日に食中毒等による緊急事態等が発生した場合において直ちに参集すべき職員（以下「第一次参集要員」という。）及び食中毒等の原因により必要に応じて参集すべき職員（以下「原因別参集要員」という。）の指定（別添1「食品安全委員会第一次参集要員等」参照）
- (3) 夜間休日を含む情報連絡体制の整備（委員、事務局管理職職員及び第一次参集要員等に対する緊急連絡カードの常時携帯の徹底並びに電話による情報連絡の訓練の実施）
- (4) 夜間休日を含むリスク管理機関に対する情報連絡窓口の設置
- (5) 専門家リストの作成及び定期的な更新（評価第一課及び評価第二課と連携）
- (6) 関係試験研究機関リスト及び海外からの情報収集先（関係国際機関及び主要国の公的機関等）リストの作成及び定期的な更新（情報・勧告広報課と連携）

2 平時からの情報収集等

(1) 総務課による情報収集等

- ① 総務課は、平時から、評価第一課、評価第二課及び情報・勧告広報課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。
 - ・ 委員及び専門委員
 - ・ リスク管理機関
 - ・ 海外関係（関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等）
- ② 総務課は、①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見について、情報・勧告広報課に速やかに提供することとする。

(2) 情報・勧告広報課による情報収集等

- ① 情報・勧告広報課は、平時から、事務局各課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品危害情報及び科学的知見の収集を行うこととする。
 - ・ 食の安全ダイヤル及び食品安全モニター
 - ・ 地方公共団体
 - ・ 関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、(国研) 医薬基盤・健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、(独) 農林水産消費安全技術センター、(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構、(国研) 農業生物資源研究所、(国研) 国際農林水産業研究センター、(国研) 水産研究・教育機構等）
 - ・ 関係団体（医療機関等）
- ② 情報・勧告広報課は、①及び(1)①の規定により収集した食品危害情報及び科学的知見の分析及び整理を行い、定期的に委員長及び事務局長に報告するとともに、事務局各課に対しても、速やかに情報を提供し、事務局内における情報の共有を図ることとする。また、重要度の高い情報については、別途直ちに総務課に連絡することとする。
- ③ 委員長は、②の規定による報告を受けた場合において、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかにリスク管理機関に対する委員会会合への出席及び報告の要請を行うよう指示することとする。

(3) 委員及び専門委員による情報収集等

委員及び専門委員は、食品危害情報及び関連する科学的知見を入手した場合は、入手した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。

(4) 科学的知見に基づく概要書の作成

情報・勧告広報課は、平時から、必要に応じ、評価第一課及び評価第二課と連携して、(1)、(2)及び(3)の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書(以下「ファクトシート等」という。)を事前に作成しておくこととする。

3 平時からの情報提供等

(1) 情報・勧告広報課は、平時から、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し、食品危害情報及び科学的知見の提供を行うこととする。

(2) 情報・勧告広報課は、平時から、リスク管理機関と連携しつつ、国民との意見交換会やマスメディア関係者との意見交換を実施するなど、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

4 リスク管理機関との緊密な連携

(1) 委員会は、情報連絡窓口である総務課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課(別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照)との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。

(2) 委員会は、厚生労働省から、毎年1回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。

(3) 委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食品危害情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。

(4) 委員会は、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」(平成24年8月31日関係府省申合せ)等に基づき、平時から、次に掲げる会議等を通じ、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。

- ① 食品安全行政に関する関係府省連絡会議(以下「関係府省連絡会議」という。)
- ② 関係府省連絡会議幹事会
- ③ 食品リスク情報関係府省担当者会議

5 緊急時対応訓練の実施

(1) 委員会は、平時から、本指針に基づく緊急時対応の訓練を実施し、食中毒等による緊急事態等における体制の実効性を確認するとともに、各担当者の意識の高

揚と知識の向上等を図ることとする。

- (2) 委員会は、企画等専門調査会に対し、(1)の規定により実施した訓練の結果を検証し、必要に応じて、本指針における緊急時対応の問題点や改善点等についての検討を行うよう指示することとする。

IV 初動対応

1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理

委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」(別紙様式1)により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、迅速な資料の提供を依頼することとする。

2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡

- (1) 1の受付者は、当該情報について、速やかに総務課に情報連絡を行うこととする。

なお、総務課は、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外で、緊急事態等に該当すると認める場合には、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する第一報の連絡を迅速に行うこととする。

- (2) 総務課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めるときは、「食品安全委員会緊急時連絡ルート」(別添3)を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。

事務局長は、総務課からの連絡を受けた後、速やかに委員長(委員長と連絡が取れない場合には、委員長代理とする。以下同じ。)に第一報を連絡することとする。

- (3) 事務局長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、総括官制度の2.(1)に定める重要事案であると認めるときは、総括官制度に基づき、消費者安全情報総括官である消費者庁次長に速やかに通報することとする。

- (4) 委員長は、1で受理した情報の提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態で、政府一体となった初動対処体制が必要であると認めるときは、「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」(平成15年11月21

日閣議決定)に基づき、内閣情報調査室に対し、直ちに報告を行うよう事務局長に指示することとする。

3 第一次参集要員等の対応

(1) 事務局長は、委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。

また、事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、総務課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。

(2) 第一次参集要員及び原因別参集要員は、総務課長の指示による参集後速やかに、次に掲げる事項を行うこととする。

- ① 迅速な情報収集による発生状況等の把握、委員及び専門委員等からの当該危害要因に関する科学的知見の収集及び関連する既存資料の確認
- ② 収集した情報等の分析、整理及び資料等の作成
- ③ 他に必要と考えられる職員等に対する情報連絡又は参集の指示

4 初動対応の決定

(1) 委員・事務局会議の開催

委員長は、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受けた場合において、委員及び事務局幹部による打合せ(以下「委員・事務局会議」という。)の開催が必要であると認めるときは、速やかに委員及び事務局幹部を招集して委員・事務局会議を開催し、初動対応の方針について検討を行うこととする。

委員・事務局会議においては、情報連絡の内容及び新たに収集した情報の内容を踏まえ、委員会会合又は専門調査会において審議する必要があるかどうかを検討し、必要があると認めるときは、臨時開催の必要性も含め、それらの開催に必要な事項等について検討する。

(2) 委員会会合の開催

委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、Vに掲げる対応策を決定することとする。

この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要(発生状況、原因物質等)及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。

なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提

出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。

(3) 専門調査会会合の開催

委員長は、必要に応じ、関係する専門調査会の座長に対し、専門調査会の開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。

(4) 食品安全担当大臣への報告

委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

5 その他

食中毒等による緊急事態等が発生した場合における具体的な対応に当たっては、次に掲げる各段階において、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4)を活用し、迅速かつ適切にこれを行うこととする。

- (1) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時
- (2) 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時
- (3) 第一次参集要員等の参集時
- (4) 委員・事務局会議の開催時

V 対応策の実施等

1 緊急時における情報収集等

(1) 緊急時における情報収集等

- ① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、Ⅲ 2 の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこととする。
- ② 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4) の規定による当該緊急事態等に関するファクトシート等を活用するほか、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、各課連携して、別に定める「食品安全委員会緊急時対応手順書」等に基づき、情報提供資料を速やかに作成することとする。
- ③ 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定による情報提供資料の作成と併せて、必要に応じ、各課連携して、情報提供資料に関するQ&Aを作成することとする。

とする。

(2) 現地派遣等による情報収集等

① 職員等の現地及び政府対策本部等への派遣の決定

委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地、政府対策本部等への派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。

具体的に、職員等の現地派遣等が必要となり得る場合としては、主に、

- ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い政府対策本部、現地対策本部等が設置され、現地等において集約された情報収集が必要であると認める場合
- ・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合
- ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地等で直接に情報を収集する必要があると認める場合

が想定される。

② 派遣された職員等の現地における活動

ア 派遣された職員等は、現地で収集した情報等について、情報・勧告広報課に対し、定期的に、又は重要度の高いものについては直ちに、連絡することとする。

イ 派遣された委員又は専門委員は、現地の関係者等に対し、必要に応じ、適宜、科学的知見に基づく助言等を行うとともに、助言内容については、現地の関係者及び委員会において、情報の共有化を図ることとする。

(3) 調査による情報収集

委員会は、緊急時対応を適切に行うため、必要に応じ、独自に食品安全確保総合調査等の調査を行うほか、関係試験研究機関に対し、直接に（独立行政法人の場合は関係各大臣を通じて）調査、分析又は検査の実施を要請し、情報の収集を行うこととする。

2 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション

(1) 情報・勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、V1(1)

②の規定において作成された情報提供資料を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。

また、情報・勧告広報課は、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミ

コミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。

- (2) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、総務課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。
- (3) (1)の規定による情報提供を行うに当たっては、「緊急時における対応チェックリスト」(別添4-⑤)を活用し、適切に行うこととする。なお、原則として、新たな情報の有無にかかわらず、定時又は定期的に情報を提供することとする。
- (4) 収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、Ⅲ2(1)に掲げる情報収集先については総務課が、Ⅲ2(2)に掲げる情報収集先については情報・勧告広報課が、事務局各課と連携して、速やかに情報を提供することとする。なお、諸外国のリスク評価等に影響すると考えられる事態については、概要の翻訳を行う等、適切な情報発信に努めることとする。

3 食品健康影響評価等

- (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行うとともに、当該評価結果等について適切に公表することとする。

なお、委員会は、食品健康影響評価を行う場合には、必要に応じて関係する専門調査会の座長に対し、速やかにその開催を指示し、科学的知見に基づく審議を求めることとする。
- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制のため緊急を要すると認めるときは、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的かつ迅速に行うこととする。
- (3) 委員会は、緊急事態等の事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施する等により迅速かつ柔軟に対応することとする。
- (4) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。

4 勧告及び意見

- (1) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際して行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要に応じ、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告するとともに、その内容を遅滞なく公表する。
- (3) 委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、関係行政機関の長に対し、意見を述べるとともに、その内容を遅滞なく公表する。

5 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言

委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。

VI その他

1 緊急事態等の収束

緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。

2 事後検証及び指針の改定

- (1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、IVに定める初動対応を行った者は、「緊急時における対応記録票」(別紙様式2)により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・勧告広報課へ提出することとする。

- (2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、内閣官房又は消費者庁により緊急対策本部が設置され、又は消費者安全情報総括官会議が開催された場合には、企画等専門調査会に対し、情報・勧告広報課が作成した緊急時対応の記録及び事務局各課が作成した情報提供資料等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告するよう依頼することとする。

(3) 委員会は、事後検証の結果又はその他の理由により必要があると認めるときは、本指針を改定することとする。

3 その他

本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

消費者安全情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官通報シート

通報日時		平成 年 月 日 () (時 分)	
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
受付者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL(- -)	
通報の内容(別添資料に代える場合はその旨記載。)	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設	(推定・確定)	
	(食品の場合) 病因物質		
	発生状況及び被害の内容		
	措置状況		
緊急度	高い	不明	高くない
備考			

(注)論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注)緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式2)

緊急時における対応記録票

対応日：平成 年 月 日

()

対応者： 課

()

<input type="checkbox"/> 情報連絡・受信記録		
月 日 () 時 分	受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> FAX <input type="checkbox"/> メール
連絡者	所属	
	氏名	
	連絡先	TEL: - - (内線:)
<p><連絡内容> ※詳細に記入すること(発生日時・場所、患者数、発生原因・状況等)</p>		
		<p>参考関連資料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (※有の場合は要添付)</p>
情報連絡先	<input type="checkbox"/> 委員会委員 <input type="checkbox"/> 局長 <input type="checkbox"/> 次長 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 評価第一課 <input type="checkbox"/> 評価第二課 <input type="checkbox"/> 情報・勧告広報課 <input type="checkbox"/> 農薬評価室長 <input type="checkbox"/> 評価調整官 <input type="checkbox"/> 評価情報分析官 (※連絡済みのところに✓を記入)	

<input type="checkbox"/> 対応記録		
件名		月 日 () 時 分
<p><対応内容> ※詳細に記入すること</p>		

※ 記入後は速やかに情報・勧告広報課交流係まで提出すること

(別添 1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

総務課	課長補佐 (総括・国際担当) 総括係長
情報・勧告広報課	課長補佐 (管理、勧告・モニタリング担当) 課長補佐 (情報担当) 課長補佐 (リスクコミュニケーション担当) 交流係長

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価第二課	課長補佐 (微生物・ウイルス・寄生虫・プリオン・自然毒担当)
情報・勧告広報課	情報第 2 係長
原因が化学物質系の場合	
評価第一課	課長補佐 (添加物担当) 課長補佐 (農薬担当) 課長補佐 (化学物質・汚染物質等担当)
情報・勧告広報課	情報第 1 係長
原因が新食品等他の場合	
評価第二課	課長補佐 (新食品等担当) 課長補佐 (動物用医薬品・飼料・肥料等担当)
情報・勧告広報課	情報第 2 係長
上記に加え、原因が海外関係の場合	
総務課	国際係

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 消費者庁 (代表) 03-3507-8800

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費者安全課	03-3507-9201	03-3507-9290
【関係課】		
・ 消費者政策課		

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬・生活衛生局食品基準審査課 ・ 医薬・生活衛生局食品監視安全課		

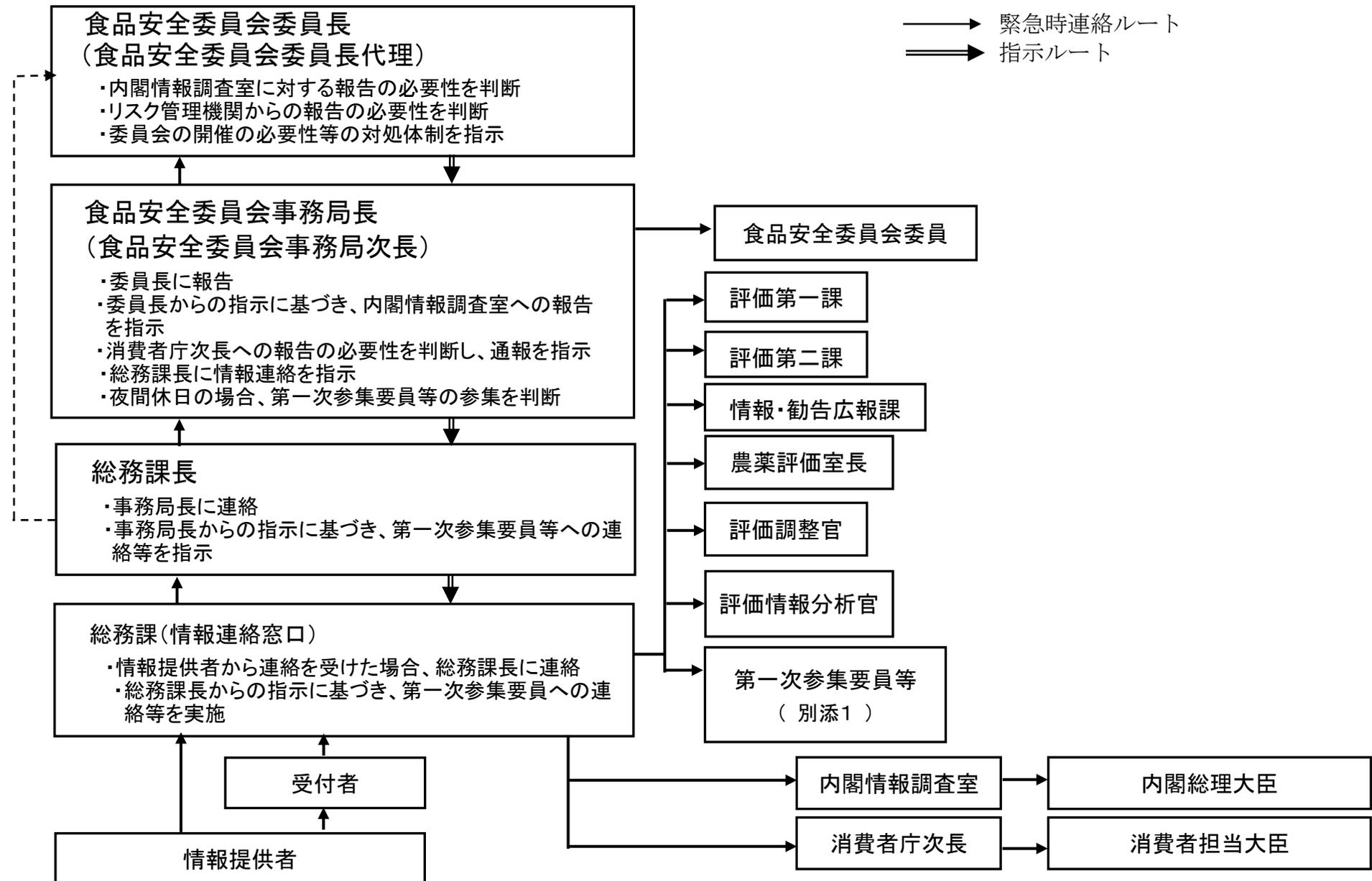
■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局食品安全政策課食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費者行政・食育課 ・ 消費・安全局食品安全政策課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜水産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8338	03-3501-2717

(別添3) 食品安全委員会緊急時連絡ルート



(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト

～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- 消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート
(別紙様式1)
- 食品安全委員会緊急時連絡ルート (別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通報受理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？<input type="checkbox"/> 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに資料の提供を依頼したか？
情報連絡	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 聴取した情報の内容について、速やかに総務課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？◇ 総務課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長（委員長）まで速やかに情報連絡を行ったか？※ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合<input type="checkbox"/> 総務課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添4-②)

緊急時における対応チェックリスト

～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- 食品安全委員会第一次参集要員等 (別添1)
- リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧 (別添2)
- 食品安全委員会緊急時連絡ルート (別添3)

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

総務課	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当する のか？◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 委員会委員 <input type="checkbox"/> 次長 <input type="checkbox"/> 評価第一課<input type="checkbox"/> 評価第二課 <input type="checkbox"/> 情報・勧告広報課<input type="checkbox"/> 農薬評価室長 <input type="checkbox"/> 評価調整官 <input type="checkbox"/> 評価情報分析官<input type="checkbox"/> 事務局長からの指示を受け、消費者庁次長に速やかに報告を行ったか？<input type="checkbox"/> 事務局長からの指示を受け、内閣情報調査室に直ちに報告を行ったか？
事務局長	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？<input type="checkbox"/> 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、総務課長に指示した か？ (夜間休日に限る)<input type="checkbox"/> 消費者庁次長に対する報告が必要な場合、総務課に対し、速やかに報告 を行うよう指示したか？<input type="checkbox"/> 委員長からの指示を受け、総務課に対し、内閣情報調査室に直ちに報告 を行うよう指示したか？
委員長	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？<input type="checkbox"/> 内閣情報調査室に対する報告が必要か？◇必要と判断した場合、事務局長に対し、内閣情報調査室への報告を行 うよう指示したか？

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

- リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	<p><input type="checkbox"/> 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？</p> <p><input type="checkbox"/> 収集した情報はどこまで連絡済か？</p> <p>◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？</p> <p>◇リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？</p> <p><input type="checkbox"/> 消費者庁 <input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 農林水産省 <input type="checkbox"/> 環境省</p>
情報収集等	<p><input type="checkbox"/> どこから情報を収集すべきか？</p> <p>◇リスク管理機関の関係課はどこか？</p> <p>◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等）</p> <p><input type="checkbox"/> 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？</p> <p>◇他の専門家の紹介依頼が必要か？</p> <p><input type="checkbox"/> 作成した資料等はどこまで配付すべきか？</p>

(別添4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？<input type="checkbox"/> 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む）<input type="checkbox"/> 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？<input type="checkbox"/> マスメディア及び国民の反応はどうか？<ul style="list-style-type: none">◇ どのように報道されているのか？◇ 委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等）◇ 風評被害の可能性はあるか？<input type="checkbox"/> 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会会合の開催	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 委員会会合において審議する必要があるか？<ul style="list-style-type: none">◇ 委員会会合の開催時期は？（臨時開催の必要性）◇ 臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？<input type="checkbox"/> リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告するよう依頼する必要があるか？<input type="checkbox"/> 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？<input type="checkbox"/> 委員会会合の終了後、記者会見が必要か？<ul style="list-style-type: none">◇ 記者会見の場所、出席者はどうするか？<input type="checkbox"/> 専門調査会の開催が必要か？<ul style="list-style-type: none">◇ どの専門調査会の開催が必要か？◇ 専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？<ul style="list-style-type: none">◇ 誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員）<input type="checkbox"/> 食品健康影響評価を行う必要があるか？<ul style="list-style-type: none">◇ リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？<input type="checkbox"/> リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？<input type="checkbox"/> どのように情報提供を行うべきか？<ul style="list-style-type: none">◇ どのような内容の情報提供資料をHP上に掲載するのか？◇ HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？<input type="checkbox"/> 大臣等の国会等への説明を行う必要があるか？<ul style="list-style-type: none">◇ 誰が対応するか？◇ どのような資料を作成するか？
--------	--

